※(別添3 変更箇所については省略)

			•	※(別添3 変更固所については省略)
対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	固定資産税			
Ⅲ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		動情報を基にしているため、登録する事項が対象者以外の情報であることはない。 ・建築確認情報や農地転用情報も、 <u>庁内他課における</u> 審査を経た情報であるため、基本的に誤っていない が、すでに税システムに登録されている情報を参照	・土地・家屋の固定資産課税台帳に登録する事項は、地方税法第382条に基づき法務局から収集する登記の異動情報を基にしているため、登録する事項が対象者以外の情報であることはない。・建築確認情報や農地転用情報も、事務所管課の審査を経た情報であるため、基本的に誤っていないが、すでに税システムに登録されている情報を参照し、市情報の間に食違いがある場合は、その都度、事務所管理への照会や登記情報の確認により必要に応じて修正を行う。・土地・家屋については、上記の登録事項について、	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
	38	登記や公図等の確認及び現地調査を行うことにより、 対象者以外の情報でないことを確認している。 ・ 償却資産の申告受付の際には、前年度までに申告実 績があった場合は、申告者の住所・氏名が印字された 申告書用紙を使用し、新規申告者の場合は白紙の申告	登記や公図等の確認及び現地調査を行うことにより、対象者以外の情報でないことを確認している。 ・償却資産の申告受付の際には、前年度までに申告実績があった場合は申告者の住所・氏名が印字された申告書用紙を、新規申告者の場合は白紙の申告書用紙を使用するが、いずれの場合も、申告時に申告者本人の情報であることを窓口で確認している。 (削除)	【事務所管課による修正】 ・「Ⅲ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ ・を通じた入手を除く。)リスク2:不適切な方法で入手が行われ るリスク」に該当する記載のため削除。
Ⅲ 2. リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する 措置の内容	38		・土地・家屋に関する情報の収集は、登記事項をはじめとして固定資産課税台帳に登録が必要な最低限の情報を特定の相手から取得しており、入手元から情報を詐取・奪取することはない。 ・申告書の提出を受ける際には、情報が賦課資料となることを申告者に説明して受付する。 ・eLTAXによる入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
Ⅲ 2. リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容		・上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人 番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口 での聞き取りに基づき、確認する。 ・収集後に情報が変化した場合は、登記情報等を調査 して修正し、正確性を確保する。	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付 書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保 している。 ・収集後に情報が変化した場合は、登記情報等を調査 して修正し、正確性を確保する。	【事務所管課による修正】 ・個人市民税に関する事務と記載をそろえる。

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
別心り る計画音の項目	固定資産税	<b>記戦内</b> 谷	修正来	<b>连</b> 田
Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理具体的な管理方法	40	【業務共通システム・税務システムにおける措置】・情報システム課にて定期的にユーザIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動/退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。	【業務共通システムにおける措置】 ・情報システム課にて定期的にユーザ I Dやアクセス 権限を再確認し、職員の異動/退職により業務上 アクセスが不要となったものについては変更・削除を 行い、残存を防止する。 【税務システムにおける措置】 ・システム利用管理者が定期的にユーザ I Dやアクセ	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
		・利用権限を職員単位、所属単位、機能単位に設定でき、設定した権限に <u>したがって</u> 、利用可能な処理メニュー <u>を提供することができる。</u>	・システム利用管理者が定期的にユニサー ロヤアクセス権限を再確認し、職員の異動/退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。 ・システム利用管理者は、利用権限を職員単位、所属単位、機能単位に設定でき、設定した権限に広じて、利用可能な処理メニューが提供される。	
Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク~再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	41	いる。 ・開発時において <u>は</u> 、情報セキュリティ総括責任者・	選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。 ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(I SO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情への適正な管理をさせることとものの利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。  【千葉市税務システム開発保守サービス契約】・開発時において、情報セキュリティ総括責任者・管理規約を遵守させることとしている。 【その他の委託契約】・契約締結時に個人情報管理責任者等報告書及び個人情報の管理に関する報告書を提出させ確認している。	【市民意見による修正】 ・委託の契約形態に応じたリスク対策を記載
Ⅲ 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	41	・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。	・特定個人情報を提供する際、委託先に目付及び件数 を記録した受渡票等を提出させる。また、「個人情報 取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めると きは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査するこ とができる。	【市民意見による修正】 ・提供に関するルールの内容を追加

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	固定資産税			
Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具 体的な方法	42	・情報の提供について、納税通知書・申告書(償却資産)送付に当たっては、発送記録を残している。上記の場合以外に、庁外に情報の提供を行うことはない。・情報の移転について、庁内ネットワークにおいて送信記録のログを取得している。	・納税通知書・申告書(償却資産)送付及び地方税 ボータルセンタへの特定個人情報ファイル(本人確認用)の登録に当たっては、発送記録を残している。 (削除)	【事務所管課による修正】 ・表記の改善 ・地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加 ・移転は行っていないため削除
Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関する ルール ルールの内容及びルール遵守 の確認方法	42	・庁外への「提供」は、納税通知書・申告書(償却資産)のみであり、納税義務者・申告者に対してのみ行う。  ・庁内での「移転」に当たっては、番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで「重要電子情報の利用に関する協議書」を交わし、許可したもののみ行う。 ・委託先等への情報の提供に当たっては、契約書で提供報や再委託する場合の協議について規定している。 ・上記の局面ごとに、提供・移転の当初にリストを作成してなどして提供等する側が情報を絞っている。	・庁外への「提供」は、納税通知書・申告書(償却資産)送付及び地方税ポータルセンタへの特定個人情報ファイル(本人確認用)の登録に限っている。なお、地方税ポータルセンタへの送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。(削除)  ・特定個人情報の提供に当たっては、事前に提供する特定個人情報のリストを作成するなど、情報を限定している。	【事務所管課による修正】 ・地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加 【市民意見による修正】 ・ルールの遵守状況の確認方法について追加 【事務所管課による修正】 ・移転は行っていないため削除 ・委託先への提供はこの項目の対象外につき削除 ・表記の改善
Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われる リスク リスクに対する措置の内容	42	・情報の提供について、納税通知書や申告書(償却資産)の発送に当たっては、定められた様式で提供することにより不適切な方法による提供を防ぐ。 ・情報の移転については、データのやり取りについて事前に協議した内容についてのみ、庁内連携システム上でやり取りをしている。	・納税通知書・申告書(償却資産)送付に当たっては、定められた <u>様式を使用する</u> ことにより不適切な方法による提供を防ぐ。 ・地方税ポータルセンタへの特定個人情報ファイル (本人確認用)の登録については、eLTAX審査システム 経由のみとし、その他の方法では提供しない。 (削除)	【事務所管課による修正】 ・個人市民税に関する事務と記載をそろえる。 ・地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加 ・移転は行っていないため削除

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
対心する計画者の項目	固定資産税	<b>記戦内</b> 谷	修正朱	<b>埋</b> 田
Ⅲ 5. リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	42	【誤った情報を提供等するリスク】 ・提供等先に正しい情報を提供するために、税務システム上でチェックを実施することにより、適正に情報の管理を行う。  【誤った相手に提供等するリスク】 ・納税通知書・申告書(償却資産)については、業務上、送付前に納税義務者・送付先の確認を徹底している。  ・庁内での移転については、協議先にしか情報を移転しない。	【誤った情報を提供するリスク】 ・提供先に正しい情報を提供するために、税務システム上でチェックを実施することにより、適正に情報の管理を行う。 ・地方税ポータルセンタへの特定個人情報ファイル(本人確認用)の登録については、アクセス制御されたシステム上でデータを送付しているため、誤った情報が提供されることはない。 【誤った相手に提供するリスク】 ・納税通知書・申告書(償却資産)については、業務上、送付前に納税義務者・送付先の確認を2人以上で行うなど徹底している。 ・地方税ポータルセンタへの特定個人情報ファイル(本人確認用)の登録先はシステムの仕様上限定されており、誤った相手に送付することはない。 (削除)	【事務所管課による修正】 ・地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加  【市民意見による修正】 ・リスク対策の記載をより具体的なものに改める。 【事務所管課による修正】 ・地方税ポータルセンタへの登録に係るリスクについて追加
Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体 的な対策の内容	45	【千葉市における措置】 (略)  <サーバー室について> (路)  〈区役所等執務室について> ・入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。 ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤを用いて管理している。 ・クライアント端末については、盗難防止用ワイヤーを取り付けている。  〈その他の対策〉 (路) 【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ等し、遠隔地にて保管している。・日々の退避データは1週間保存している。また、遠隔地保管については遠隔地で3週間保存し、その後データセンターで10週間(計13週間)保存している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】(略)	【千葉市における措置】 (略)  <サーバー室について> (路)  <サーバー室について> (路)  ・入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。 ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤを取り付けている。  (削除)  〈をの他の対策> (略) 【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。・日々の退避データは1週間、遠隔地保管する複写データは3週間保存している。  【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】(略)	【事務所管課による修正】 ・表記の改善 ・二重表記のため削除  【事務所管課による修正】 ・退避データの取扱いを実態に合わせて修正
VI 2. 国民・住民等からの意見の聴 取 ②実施日・期間	50	平成26年11月19日から平成26年12月18日まで(30日 間)	<u>令和元年9月1日から令和元年9月30日まで(30日間)</u>	【事務所管課による修正】 ・今回の再実施に伴う修正
VI 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	50	<u>なし</u>	・特定個人情報の取扱いの手段・流れを明確にし、リスクを具体的に把握するべきである。	【事務所管課による修正】 ・今回の再実施に伴う修正

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	固定資産税			
VI 2. 国民・住民等からの意見の聴 取 評価書への反映	50	Н		【事務所管課による修正】 ・今回の再実施に伴う修正